

令和8年度十和田市広域コミュニティ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、広域コミュニティ組織の設立及び活動を促進するため、予算の範囲内において令和8年度十和田市広域コミュニティ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、南地区コミュニティ推進協議会、東地区コミュニティ推進協議会、法奥コミュニティ推進協議会、三小地区コミュニティ協議会、松陽地区コミュニティ推進協議会及びちとせ地区コミュニティ協議会並びに市長が特に認めた団体とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、広域コミュニティ組織が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った次の表の左欄に掲げるものとし、補助金の額は、同表の右欄に掲げる額とする。

補助対象経費	補助金の額
事務局の運営に要する賃金、共済費、旅費、報償費、需用費、役務費、賃借料及び使用料並びに委託料	補助対象経費の全額又は500,000円（事業の実施期間が6か月未満の広域コミュニティ組織にあっては、250,000円）のいずれか低い額以内の額
地域の課題を解決するための活動に要する旅費、報償費、需用費、役務費、賃借料及び使用料並びに委託料	補助対象経費の全額又は300,000円（事業の実施期間が6か月未満の広域コミュニティ組織にあっては、150,000円）のいずれか低い額以内の額
事務局の拠点の借上に要する使用料	補助対象経費の全額又は450,000円（事業の実施期間が6か月未満の広域コミュニティ組織にあっては、225,000円）のいずれか低い額以内の額

(補助金の交付の申請)

第4条 補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度十和田市広域コミュニティ支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体の組織及び運営に関する規約、会則等並びに総会資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、当該申請をした補助対象団体に令和8年度十和田市広域コミュニティ支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助対象団体は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度十和田市広域コミュニティ支援事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費精算書(様式第6号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度十和田市広域コミュニティ支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。た

だし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

(補助金の請求)

第9条 補助対象団体は、補助金を請求しようとするときは、令和8年度十和田市広域コミュニティ支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とするものについては、令和8年度十和田市広域コミュニティ支援事業補助金概算払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第10条 補助対象団体は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に係る経費と他の経費とを明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月2日から施行する。